

2026年3月24日

各 位

東京都新宿区西新宿五丁目1番1号  
株式会社 アドウェイズ  
代表取締役 山田 翔  
(コード番号：2489 東証スタンダード市場)  
問い合わせ先：  
上席執行役員 管理担当 田中 庸一  
電話番号 03(6771)8512

「第26期定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項」の一部訂正について

当社「第26期定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項」の内容に一部訂正すべき事項がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

記

【修正箇所】

第26期定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項 39ページ  
個別注記表「7. 税効果会計に関する注記」

(修正前)

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	283,590千円
未払事業税	7,085千円
未払費用	413千円
減価償却超過額	166,883千円
貸倒引当金	123,235千円
投資有価証券評価損	265,827千円
関係会社株式評価損	422,837千円
資産除去債務	35,156千円
その他	72,545千円
繰延税金資産小計	<u>1,377,574千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	<u>△283,590千円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△1,093,984千円</u>
評価性引当額小計	<u>△1,377,574千円</u>
繰延税金資産合計	—千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△47,529千円
その他	△102千円
繰延税金負債合計	<u>△47,632千円</u>
繰延税金資産又は繰延税金負債(△)の純額	△47,632千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別内訳  
当事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

(修正後)

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	291,925 千円
未払事業税	7,085 千円
未払費用	413 千円
減価償却超過額	171,788 千円
貸倒引当金	126,822 千円
投資有価証券評価損	273,640 千円
関係会社株式評価損	435,265 千円
資産除去債務	36,189 千円
その他	74,458 千円
繰延税金資産小計	1,417,589 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△291,925 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,125,663 千円
評価性引当額小計	△1,417,589 千円
繰延税金資産合計	— 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△47,529 千円
その他	△102 千円
繰延税金負債合計	△47,632 千円
繰延税金資産又は繰延税金負債(△)の純額	△47,632 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別内訳

当事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和8年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率変更に伴う当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

※修正の箇所には下線を付して記載しております。

以 上